

III

交付金及び概算払の申請

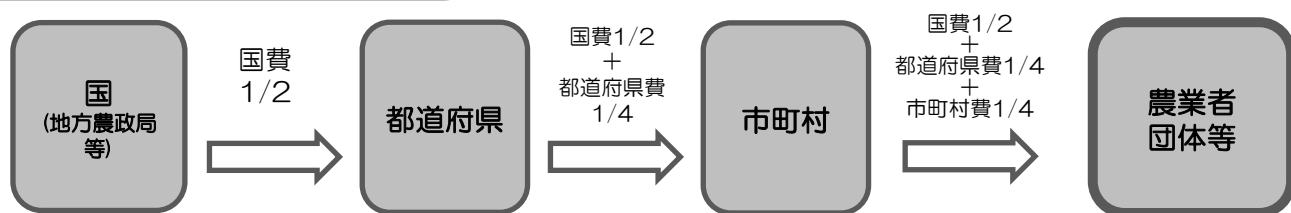
事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

1 交付金の交付申請

（市町村向け記述）
市町村が定める期日を記入してください。

- ・ 毎年度、**〇月〇日まで**に、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。
- ・ 市町村における審査後、市町村長から交付金の交付決定通知が送付されます。

交付金の交付ルート



交付申請時の留意点

（市町村向け記述）
交付申請時の留意点や交付申請の変更手続き方法等、手続き上必要な事項があれば追記してください。

2 概算払の請求

- ・ 交付決定の通知がなされた後、交付金の概算払（前払）を受けようとするときは、概算払請求書を市町村長に提出します。
- ・ 市町村における審査後、市町村長から概算払決定通知書等が送付され、交付金が支払われます。

交付申請書、概算払請求書は、市町村が定める様式を使用してください。